

令和5年度に係る自己点検・評価（教育課程）の報告書

令和6年9月2日
大学経営戦略会議

1. はじめに

本件は、岡山大学内部質保証規則（令和3年6月29日岡大規則第19号）第5条の規定に基づき実施した教育課程に関する点検・評価の結果を報告するものである。

2. 実施体制・手順

教育推進委員会では、内部質保証に関する推進責任者である理事（教学担当）の指示に基づき、教育推進委員会委員長の下、自己点検・評価の実施方針に定める教育課程における委員会等が実施する自己点検・評価の観点のうち、令和5年度を実施対象とする41項目について、点検・評価を実施した。

3. 総括

令和5年度に係る自己点検・評価（教育課程）の結果、観点41項目のうち34項目について適切と判断したほか、7項目については、現状の評価として適切ではあるが、その水準の維持において将来を見据えた懸念・留意事項等を踏まえ、継続的な改善や確認が必要なものとして「注意が必要」と判断した。なお、「改善を要する事項がある」と判断した項目はなかった。

<「注意が必要」とした7項目>

項目番号	自己点検・評価の観点
1-1-14	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっているか。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげているか。
1-1-17	学士課程及び専門職学位課程においては、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設け、その運用が適切に行われているか。
1-1-29	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認しているか。
1-1-35	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則して適正な状況にあるか。
1-1-38	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるか。
1-1-39	就職先等からの意見聴取の結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるか。
1-1-40	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施しているか。

4. 部局の点検・評価の結果、「注意が必要」とされた事項があるが、委員会として「適切である」としたもの

令和5年度に係る自己点検・評価（教育課程）で「適切である」とした34項目のうち5項目については、部局の点検・評価の結果、「注意が必要」とされた事項がある。現状の評価として問題はなく適切ではあるが、今後の維持・向上の観点から「注意が必要」とされたものであるため、委員会としては「適切である」と判断した。

<委員会として「適切である」とした5項目>

項目番号	自己点検・評価の観点
1-1-2	部局が、学位授与の方針を、大学及び部局の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定し、公表しているか。
1-1-4	部局の教育課程編成・実施の方針において、学生や授業科目を担当する教員が分

	かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学修方法に関する実施方針、③学修成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示し、公表しているか。
1-1-8	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっているか。
1-1-37	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるか。
1-1-41	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

5. 前年度の点検・評価の結果、確認された改善を要する事項（前年度の点検・評価実施時点で対応済のものを除く。）の対応状況

該当なし

6. 点検・評価の結果、確認された改善を要する事項のうち主要なもの

該当なし

7. 点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題のうち主要なもの

該当なし

8. 点検・評価の結果、「注意が必要」とした事項に対し、維持・向上させるための活動計画のうち主要なもの

- ・10週又は15週を期間として授業を行う場合と本学が定める回数で授業を行う場合を比較し、同単位を認定する上で、同等以上の十分な教育効果をあげているかについて、より有効な質的な確認が必要である。
- ・全部局において、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けているが、大学機関別認証評価の受審時に指摘対象となる履修登録上限単位数が年間50単位を超えている部局が複数ある。現在見直しを依頼しているところであり、注視する必要がある。
- ・成績評価の厳格性の確認が不十分であり、厳格な成績評価の在り方の検討・共有が必要である。
- ・標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率が、法人評価（現況分析評価）の基準を下回っている部局があり、注視する必要がある。
 学士課程：90%
 修士・博士前期課程，専門職学位課程：85%
 博士後期課程，一貫性博士課程：70%
- ・卒業（修了）後一定期間の就業体験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取について、令和5年度の実施又は令和6年度の実施に向けた計画が進んでいることを確認したが、国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の指標として、毎年の実施を求められているため、4年に1度実施としている自己点検・評価の基準の見直しが必要である。
- ・就職先等からの意見聴取について、複数部局において独自のアンケート等を計画している。
- ・Target2025に向けて、令和6年度も授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を着実に実施する必要がある。

9. 点検・評価の結果、優れた成果が確認できる取組のうち主要なもの

- ・医学部医学科では、医学教育分野別認証評価において、教育課程及びその内容、方法の適切性に関して、何点かの助言・示唆はあったものの、国際基準を満たしていることが認定された。

以上